

『錦江町新築住宅に対する 固定資産税の減免制度』が始まります。

★この減免制度の趣旨は！

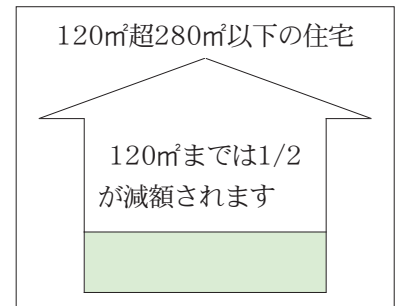
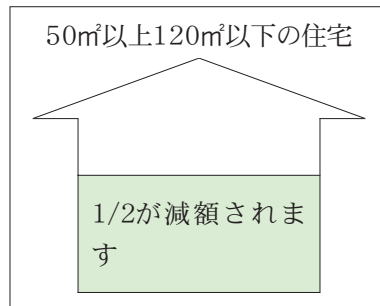
この減免制度は、錦江町に定住していただき、町の人口減少に歯止をかけるため、新築住宅の取得を税制面から支援するとともに、錦江町内の活性化に寄与することを目的として創設した錦江町独自の軽減制度です。

○ 減免を受けることができる新築住宅は・・・

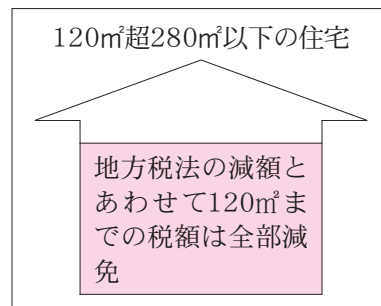
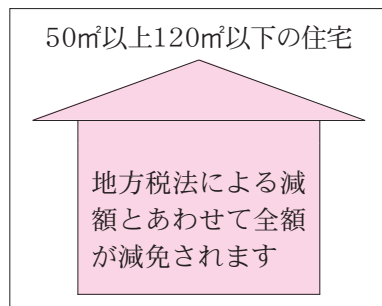
- ・平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間に新築された住宅
- ・錦江町内の法人及び個人の建築業者と請負契約がなされた新築住宅

○ 減額される税額は・・・(今の制度)

- ・地方税法の新築住宅に係る固定資産税の減額を受ける場合



◎ 『錦江町新築住宅に対する固定資産税の減免』を受けると！



～ 対象住宅（以下の要件をすべて満たすもの）～

- ① 平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間に新築された住宅
- ② 錦江町内の法人及び個人の建築業と請負契約がなされた新築住宅
- ③ 地方税法に基づく新築住宅減額の適用を受ける住宅

～ 減免の期間～ 3年間（※国民健康保険税も減免の対象となります。）

(注1) 全部減免の場合には、地方税法に基づく新築住宅に係る固定資産税の減額を含みます。

(注2) 住宅に店舗等が含まれている併用住宅で、居住部分の床面積が全体の1/2に満たない場合は適用されません。

○ 減免を受けるための手続は・・・

税務課の職員が住宅の調査にお伺いした際に、申請書を提出していただくことになります。

※ 錦江町内の法人及び個人の建築業者との請負契約等の写しが必要です。

※ 町税等の滞納がある場合は減免の対象となりません。

※ 国民健康保険税も減免の対象となります。

★この制度への問い合わせ・ご意見は、

錦江町役場 行政改革推進室 ☎ **0994-22-3031** まで